

事 務 連 絡  
令和3年9月30日

県立美術館長  
県立歴史博物館長  
県立人と自然の博物館長  
県立考古博物館長  
県立コウノトリの郷公園長  
県立図書館長

} 様

社会教育課長

9月28日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了」に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

このことについて別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

**【本件問い合わせ先】**

社会教育課社会教育課 施設・管理班  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
T E L 078-362-9434  
F A X 078-362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 30 日

兵庫陶芸美術館長  
横尾忠則現代美術館長 様

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課 長

9月28日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了」に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

このことについて別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

**【本件問い合わせ先】**

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
T E L 078-362-9434  
F A X 078-362-3927  
E-mail syakaikyokuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 30 日

各市町社会教育施設所管課 御中

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課

9月28日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了」に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

**【本件問い合わせ先】**

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
T E L 078-362-9434  
F A X 078-362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 30 日

各教育事務所 御中

社 会 教 育 課

9月28日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了」に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

このことについて、別添写しのとおり各市町社会教育施設担当課あてに依頼しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

社会教育課 施設・管理班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

T E L 078-362-9434

F A X 078-362-3927

E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

本事務連絡は、9月28日（火）に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了」等を受けて、社会教育施設における感染症対策の徹底をお願いします。関係者に周知願います。

事 務 連 絡  
令和3年9月29日

各都道府県社会教育施設担当課長  
各指定都市社会教育施設担当課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

9月28日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了」に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

昨日（9月28日）、第77回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県について、9月30日をもって緊急事態措置を終了するとともに、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了することとされました。

新型コロナウイルス感染症対策については、同日変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくこととする」等とされております。

また、催物の開催制限及び施設の使用制限については、令和3年9月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」において、「令和3年9月30日をもって緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外される都道府県について、1か月間（10月30日までの間）、経過措置を適用することとし、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、都道府県知事の判断により、対策を段階的に緩和することとなる」等が示されており、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底することとされております。

社会教育施設における施設利用及び催物（イベント等）の開催については、上記内容に加え、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

や「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参照の上、適切に対応してください。

本件について、各都道府県社会教育施設担当課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、それぞれ周知をお願いします。

(添付資料)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について  
(令和3年9月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了(令和3年9月28日)
- 3 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示  
(令和3年9月28日)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
(令和3年9月28日変更)
- 5 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(新旧対照表)
- 6 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について  
(令和3年9月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

(参考情報)

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する情報について
  - (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置  
<https://corona.go.jp/emergency/>
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
(令和3年9月28日変更)  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210928.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf)
  - (3) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について  
(内閣官房ホームページ)  
<https://corona.go.jp/>
  - (4) 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- 2 ガイドラインについて
  - (1) 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
(5月14日付公益社団法人全国公民館連合会、令和2年10月2日改訂)  
<https://kominkan.or.jp/>
  - (2) 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
(5月14日付公益社団法人日本図書館協会、令和3年2月26日改訂)  
<https://www.jla.or.jp/home/tabid/853/Default.aspx>

本件連絡先 文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課 地域学習推進係  
T E L : 03-6734-2974 (直通)